

報告第4号

損害賠償額の決定に関する急施専決処分報告について（水道局関係）

本市水道事業において生じた事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和3年2月10日

大阪市長 松井一郎

決定の時期、金額及び被害者	事件概要
決定の時期 令和3年1月8日 金額 6,510,563円 (損害補填金 6,510,563円) 被害者 株式会社WOMB	令和2年2月10日、中央区難波3丁目2番23号先において、道路に埋設されていた本市が管理する給水管が老朽化により破損したため、当該破損した箇所からあふれ出した水が被害者の経営する店舗の地下倉庫内に漏れ出し、同倉庫に保管されていた商品等が損傷を受けるとともに、被害者に営業損害等が生じたもの

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市長村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（抄）

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第7条 水道事業等の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 省 略

(2) 法律上本市の義務に属する賠償責任の額の決定で当該決定に係る金額が5,000,000円をこえるもの

(3)－(5) 省 略